

石油パイプライン事業法

1. 案内情報

- 手続名 : 石油輸送規程の変更の認可
手続根拠 : ・ 石油パイプライン事業法第20条第1項
 ・ 石油パイプライン事業の業務の監督に関する省令第3条第2項
手続対象者 : 石油パイプライン事業者
提出時期 : -
提出方法 : 郵送または持参
手数料 : 無し
添付書類・部数 : 1) 変更を必要とする理由を記載した書類
 2) 変更しようとする部分を明らかにした現行の石油輸送規程
 3) その申請が石油輸送に関する料金の額及びその徴収の方法の事項の
 変更に係るものであるときは、その事項に関する説明書及び変更後
 の石油輸送規程の実施の日以後3年内の日を含む毎事業年度におけ
 る事業収支見積書
申請書様式 : 石油輸送規程変更認可申請書（詳細は提出先に問い合わせのこと）
記載要領・記載例 : 提出先に問い合わせのこと

2. 窓口情報

- 提出先 : 経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部石油流通課、国土交通省総合政策局
 貨物流通施設課
受付時間 : 提出先に問い合わせのこと
相談窓口 : 上記提出先

3. 手続情報

- 審査基準 : 1) 料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたもの
 の範囲をこえないものであること。
 2) 料金が定率又は定額をもって明確に定められていること。
 3) 石油パイプライン事業者の責任に関する事項が適正かつ明確に定めら
 れていること。
 4) 特定の利用者に対して不当な差別的取扱いをするものではないこと。
 5) 利用者が当該事業を利用することを困難にするおそれがないものである
 こと。
 以上の規定を基としつつ、3)については、石油パイプライン事業者の石油輸
 送義務、善管注意義務、損害発生の場合の賠償責任（免責に関する事項を含
 む。）等、事業者の責任に関する事項が適正かつ明確に定められているかど
 うか、4)については、輸送条件について、利用者を不当に差別するものでは
 ないかどうか、5)については、料金が高すぎる場合、輸送の引受けをする石油
 の品質が厳しすぎる場合や最小輸送単位量が大きすぎる場合等、利用者が当
 該事業を利用することを困難にするおそれがないかどうか、等の点を勘案し
 つつ、総合的に判断するものとする。
標準処理期間 : 1か月
不服申立方法 : 行政不服審査法の手続に基づき実施のこと